

平戸市監査公表第3号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和8年4月1日

平戸市監査委員 大浦 雄
平戸市監査委員 首藤 毅



第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

- ①会計課
- ②病院局（生月病院）
- ③病院局（市民病院）

第3 監査の期間

- ①令和7年11月26日
- ②令和7年12月18日から19日まで
- ③令和7年12月22日から23日まで

第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：会計課】

区 分	内 容	措置状況
指摘事項	<p>1. 例規の整備について 平戸市公金管理及び運用基準第5条第1項に基金の運用方法が規定されており、その中に「貸付信託」とあるが、現在、これはサービスが終了していることから、適正な例規整備に努められたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、貸付信託のサービスの終了を確認しました。時機を見て例規を改正します。</p>
指導事項	<p>1. 契約事務について、 契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 令和7年2月1日付けの平戸市指定金融機関事務取扱契約書について、第11条第2項に「乙が前条の賠償をしないときは」とあるのは「前項」の誤りである。</p> <p>(2) 平戸市派出事務取扱に関する協定書について、契約期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日までとし、「期間満了2カ月前までに双方から別段の意思表示がないときは、さらに1年間有効とし、以後もこの例による」とされ自動更新する旨の契約としている。</p> <p>地方自治法第232条の3において「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない支払いを約束する自動更新条項の定めは適当ではな</p>	<p>(1) について、条文を確認し「前項」が正であるため、条文を訂正します。</p> <p>(2) について、自動更新しない条文に改め、令和8年4月1日付で協定書を交わします。</p>

区 分	内 容	措置状況
	い。	

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：病院局】

区 分	内 容	措置状況
指摘事項	<p>1. 例規の整備について 所管の例規において、下記のとおり、不備な点が見られたので、適正な例規整備に努められたい。</p>	<p>1. ご指摘の例規の整備については、回議による例規審査に付し、令和8年4月から施行するものとしております。</p>
	<p>(1) 平戸市病院事業職員衛生管理規程及び平戸市立病院企業職員希望降格制度実施規程について、引用条項や条文に誤りがみられた。</p> <p>(2) 平戸市立病院処務規程について、病院局長の専決事項や代決に関する規定がなかった。</p>	
	<p>2. 予定価格調書について 予定価格が、平戸市契約規則第23条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合、同規則第9条及び第25条の規定により予定価格調書を作成する必要があるが、令和5年度のLEDスリットランプ導入事業（契約額1,980,000円）において作成されていなかった。また、令和6年度の血液ガスシステム導入事業については、調書はあるものの、病院事業管理者の押印がなかった。</p> <p>さらに、予定価格調書の作成を要しない規則第23条に定める額の範囲内の契約において、調書が作成されているものが散見されたため、適正な事務執行に努められたい。[生月病院]</p>	<p>2. 適切な予定価格調書を作成するものとします。また、作成不要な調書作成等の作成等を中止し、事務の効率化に努めます。</p>
指導事項	<p>1. 契約事務について 契約事務において、下記のとおり、不備な点が見られたので、平戸市契約規則等に基づき、適正な事務処理</p>	

区 分	内 容	措置状況
	に努められたい。	
	(1) 契約の手続きについて、執行伺や契約締結伺のないものが複数あった。また、価格決定に係る見積書について、日付や受付印のないもの、誤った日付が記載されているものが複数あった。[市民病院 14 件・生月病院 2 件]	(1) 執行伺、契約締結伺を行い、見積收受を確実に実施します。
	(2) 契約書に記名・押印がないものや契約者名が誤っているものがあつた。また、契約書に収入印紙の貼付がないものや仕様書が添付されていないものがあつた。[市民病院 4 件・生月病院 3 件]	(2) 記名・押印及び収入印紙等の契約書内容の確認を実施します。
	(3) 契約書における契約保証金の欄が未記載のものがあつた。また、記載はあつても「契約保証金は免除とする。」または「免除」と記載されているのみで、契約規則第 33 条の第 1 号から 7 号の中の、どの規定に基づき、免除を行ったものかが不明なものが散見された。[生月病院]	(3) 契約保証金に係る事項を必ず記載することとします。
	(4) 在宅酸素濃縮器等賃貸借契約外 2 件について、契約条項に「契約満了前に意思表示がない場合は自動更新する」旨が記載されている。 地方自治法第 232 条の 3 において「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない支払いを約束する自動更新条項の定めは適当ではない。[市民病院 2 件・生月病院 1 件]	(4) 自動更新は実施せず、現契約について、令和 8 年度に新たに契約を行います。
	(5) 本市の「長期継続契約の運用」	(5) 長期継続契約については、契約

区 分	内 容	措置状況
	<p>において、契約にあたっては、特約事項として「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、本契約を解除することができる」旨を特約事項として明記するとされているが、契約書にその事項がないものが複数あった。[市民病院5件・生月病院2件]</p> <p>また、年度をまたぐ契約で、長期継続契約による手続きや、債務負担行為の設定がなされていないものが複数あった。[市民病院6件・生月病院1件]</p> <p>なお、長期継続契約が可能と思われるが、単年度契約としているものが複数あるため、経費削減、事務負担軽減を踏まえ、内容を検討されたい。[市民病院・生月病院]</p>	<p>書に必要事項を記載し、適切な契約を行います。また、長期継続契約に適する契約については、積極的に長期継続契約といたします。</p>
	<p>(6) 随意契約における業者選定について、その理由が不明なものや、不明瞭なものが複数あった。[市民病院5件・生月病院6件]</p>	<p>(6) 随意契約の業者選定については、理由を明確に表示するものとします。</p>
	<p>(7) 1者からの見積書の徴取による随意契約ができる場合は、平戸市契約規則第24条ただし書きにおいて、「予定価格が10万円以下のもの、また、契約の目的又は性質、その他やむを得ない理由により、契約の相手方が特定されるとき」とされている。しかしながら、10万円を超える修繕において、1者随意契約を理由とする根拠が示されていないものが複数あった。[生月病院19件]</p>	<p>(7) 1者随契の場合、理由を明示するものとします。</p>
	<p>(8) 令和5年度の医療廃棄物処理に関する業務委託について、執行伺に</p>	<p>(8) 次年度の契約については、指名願から業者選定を行い、複数の業者</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>おける1者随意契約の理由を「専門業者で両病院ともに実績があり近隣事業所で他に実施できるものはないこと」としているが、他部局においては他の事業者と契約しているケースがあることから、理由としては不相当と思われる。</p> <p>また、契約締結伺において、収集運搬についてはA社、処分については、執行伺や価格決定伺になかったB社を契約相手方とする手続きがなされていた。[市民病院]</p>	<p>へ見積依頼を実施しており、収集運搬と処分を併せた同一契約としております。</p>
	<p>(9) 令和5年度の浄化槽清掃業務について、執行伺において、「平戸市生月病院」「職員宿舎A・B棟」「職員宿舎C棟」の3カ所を一括し、見積依頼を2者に対し行い、A社は3カ所を一括した見積書を提出し、B社は箇所毎の見積書を提出している。契約締結にあつては、合計額が安価なA社と契約しているが、契約書は箇所ごとに作成されていた。[生月病院]</p>	<p>(9) 浄化槽清掃業務については、次回から3か所一括見積の仕様とします。</p>
	<p>(10) 管理業務や点検業務の報告書等について、職員の確認署名はあるものの、回覧印がなく、職場内で報告事項が共有されていないものと思われた。このため、報告書等において指摘が繰り返されている案件があった。[市民病院3件]</p>	<p>(10) 報告書の回覧を行うとともに、指摘項目への対応を実施します。</p>
	<p>(11) 令和6年度の生月病院屋根改修工事について、令和7年2月5日付の変更伺の理由を「(受注者から)工事延長申込書が提出されたため」としているが、工事内容の変更に伴う金額・工期の変更は「発注者」が</p>	<p>(11) 発注者の責として工事等の変更を決定し、変更契約等を実施します。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>申し込むものである。また、工期は2月6日までであるため、変更が分かった早い時期に手続きを行うべきである。[生月病院]</p>	
	<p>(12) 工事完成届に不備があるものや、検査調書に不備があるもの、また、工事完成確認書を交付していないものがあつた。[生月病院7件]</p>	<p>(12) 工事完了の事務手順再確認し、手続きの徹底を図ります。</p>
	<p>2. 切手受払簿について 職員が私的に使用するために切手が販売され、販売した現金については、金庫にて保管されていた。資産の管理上、公費で購入した郵券を私的使用のために販売する行為は不適切と思われる。[市民病院]</p>	<p>2. 公費購入郵券について、私的使用の販売は廃止しました。</p>
	<p>3. 事務機器の管理について 事務効率の観点から債権者への振込手続きは、ビジネスバンキングを利用しているが、その手続きに必要なワンタイムパスワード機器が机上にて保管されていた。支出伝票の起票や支払事務は1人の職員が担当しているため、パスワード機器の管理については、事務長が行うなど適正な管理に努められたい。[市民病院]</p>	<p>3. ワンタイムパスワード機器については、金庫に保管することとしました。</p>
	<p>4. 予算の執行について 令和6年4月末の合計残高試算表について、「預り金」の内訳のうち、「その他預り金」がマイナス残高となっていた。その後も修正がなされておらず、令和7年3月末においてもマイナス残高となっていた。[生月病院]</p>	<p>4. 預り金のマイナス残高は、市民病院と生月病院間の過誤調整を行い、解消しております。</p>
<p>意 見</p>	<p>1. 契約における業者の選定について 病院局では、医療機器の購入や保</p>	<p>1. 指名願提出業者の追加も含め適切な業者選定に努めます。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>守業務委託を、ほとんど随意契約で行っている。令和6年度は100件を超える契約に対して、契約業者数は30者程度で同一業者が数多く指名され、受注している。これでは競争の原理が十分に働いているとは言い難い。競争の原理を活かすため、契約実績のある業者にこだわらず、指名願提出業者を新たに指名することを検討されたい。</p>	
	<p>2. 工事等に係る検査について 検査は仕様書や設計図書等に基づき実施し、検査調書は検査結果を報告するものである。病院局の検査調書では検査の合否が記載されていないもの、検査概要の記載や写真もないため、何を検査したのか分からないものが複数あった。検査調書には検査員が責任をもって、検査の合否及び検査内容を記載するように努められたい。</p>	<p>2. 検査員の責任において、適切な検査を実施し必要項目を満たす検査調書の作成に努めます。</p>